

特定子ども・子育て支援施設等指導検査基準（武蔵野市子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第4条第2項の規定に基づく児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設に関する経過措置に関する条例 にかかるとの部分）

認可外保育施設（一日に保育する子どもの数が6人以上）

（令和3年7月1日適用）

武蔵野市子ども家庭部子ども育成課

指導検査基準中の「評価区分」

| 評価区分 | 指導形態 | |
|------|------|-----------------------------------|
| C | 文書指摘 | 指導検査基準に適合していない事項で、B評価以外のもの |
| B | 口頭指導 | 指導検査基準に適合していないが、軽微な事項又は改善が容易な事項 |
| A | 助言指導 | 指導検査基準に適合しているが、水準向上のための「助言指導」を行う。 |

※ 評価区分がA評価の事項であっても、前回の指導検査において、B評価の指摘をされているにもかかわらず改善されていない場合等積極的な改善が見られないと判断されるものについては、C評価の指摘とする。

目

次

| | | | |
|--|-----|---------------------------------------|-----|
| 1 保育に従事する者の数及び資格 | | 4 保育室を2階以上に設ける場合の条件 | |
| (1) 保育に従事する者の数…………… | 1 | (1) 保育室が2階の場合の条件…………… | 3、4 |
| (2) 保育に従事する者の有資格者の数… | 1 | (2) 保育室が3階の場合の条件…………… | 4、5 |
| (3) 保育士の名称…………… | 1 | (2) 保育室が3階の場合の条件（調理室 がある場合）…………… | 5 |
| 2 保育室等の構造設備及び面積 | | (3) 保育室が4階以上の場合の条件…………… | 5、6 |
| (1) 保育室面積…………… | 1 | (3) 保育室が4階以上の場合の条件（調 理室がある場合）…………… | 6 |
| (2) 調理室の有無…………… | 2 | 5 保育内容 | |
| (3) おおむね1歳未満の小学校就学前 子どもの保育を行う場所は、おおむ ね1歳以上の小学校就学前子どもの 保育を行う場所と区画されかつ安全 性の確保…………… | 2 | (1) 保育の内容…………… | 7 |
| (4) 保育室の採光及び換気の確保、安 全性の確保…………… | 2 | (2) 保育従事者の保育姿勢等…………… | 7、8 |
| (5) 便所…………… | 2、3 | (3) 保護者との連絡等…………… | 8 |
| 3 非常災害に対する措置 | | 6 給食 | |
| (1) …………… | 3 | (1) 衛生管理の状況…………… | 8 |
| (2) 非常災害に対する具体的計画（消 防計画）の策定…………… | 3 | (2) 食事内容等の状況…………… | 9 |
| (3) 非常災害に備えた定期的な訓練の 実施…………… | 3 | 7 健康管理・安全確保 | |
| | | (1) 小学校就学前子どもの健康状態の観 察…………… | 9 |
| | | (2) 小学校就学前子どもの発育チェック… | 9 |
| | | (3) 小学校就学前子どもの健康診断…………… | 9 |
| | | (4) 職員の健康診断…………… | 10 |

| | |
|---|-------|
| (5) 医薬品等の整備 | 10 |
| (6) 感染症への対応 | 10 |
| (7) 乳幼児突然死症候群に対する注意 | 10 |
| (8) 安全確保 | 10、11 |
| 8 利用者への情報提供 | |
| (1) 施設及びサービスに関する内容の掲 示 | 11 |
| (2) サービス利用者に対する契約内容の 書面等による交付 | 11、12 |
| (3) 保育サービスの利用予定者から申し 込みがあった場合の契約内容等の説明 | 12 |
| 9 備える帳簿 | |
| (1) 職員に関する書類等の整備 | 12 |
| (2) 在籍（利用）小学校就学前子どもに 関する書類等の整備 | 12 |

〔凡例〕

以下の関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

| No. | 関係法令及び通知等 | 略称 |
|-----|------------------------------|-------|
| 1 | 子ども・子育て支援法施行規則（平26年内閣府令第44号） | 法施行規則 |
| 2 | 消防法（昭和23年法律第188号） | 消防法 |
| 3 | 労働基準法（昭和22年法律第49号） | 労働基準法 |

指導検査基準

| 調査事項 | 調査内容 | 関係法令等 | 評価事項 | 評価 |
|---|--|---|--|----------------------------|
| 1 保育に従事する者の数及び資格 | | | | |
| <p>(1) 保育に従事する者の数 0歳児 3人につき1人以上 1、2歳児 6人につき1人以上 3歳児 20人につき1人以上 4歳児以上 30人につき1人以上</p> <p>〔考え方〕 保育従事者の必要数及び有資格者数は常勤職員により算定する。 常勤職員に代えて短時間勤務（アルバイトやパート）の職員を充てる場合にあっては、総勤務時間を常勤職員に換算すること。 どの時間帯においても、在籍児童数に見合った必要な保育従事者数が配置されていることが必要</p> <p>※ 常勤職員：1日6時間以上で月20日以上、又は月120時間以上勤務する職員をいう。</p> | <p>保育従事者の必要数の算出</p> <p>※ 必要数の算出は、年齢別に小数点第1位（小数点第2位以下切り捨て）までを算出し、その合計の小数点第1位を四捨五入する。</p> <p>a 指導検査日の属する月を基準月とし、月極利用の契約の小学校就学前子どもの数による必要数を満たしているか。</p> <p>b 指導検査日に時間預かり（一時預かり）がある場合は、月極利用の契約の小学校就学前子どもの数に時間預かりの小学校就学前子どもの数を加えた児童数による必要数を満たしているか。</p> <p>c 常時、2人以上の保育従事者が配置されているか。（主たる開所時間である11時間以外の時間帯については、常時2人（保育されている小学校就学前子どもの数が1人である時間帯にあっては、1人）以上であること。）</p> | <p>(1) 法施行規則第1条第1項第1号イ(1)</p> <p>(1) 法施行規則第1条第1項第1号イ(1)</p> <p>(1) 法施行規則第1条第1項第1号イ(1)</p> <p>(1) 法施行規則第1条第1項第1号イ(1)</p> | <p>(1) 月極利用の契約の入所小学校就学前子どもの数に対して保育従事者が不足している。</p> <p>(1) 月極利用の契約の入所小学校就学前子どもの数に時間預かりの入所小学校就学前子どもの数を加えた入所児童数に対して保育従事者が不足している。</p> <p>(1) 入所小学校就学前子どもの在籍時間帯に必要な数の保育従事者が配置されていない。</p> | <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> |
| <p>(2) 保育に従事する者の有資格者の数</p> <p>〔考え方〕 有資格者は、保育士又は看護師（准看護師を含む。）の資格を有する者をいう。</p> | <p>有資格者の数が保育従事者の総数の3分の1以上（保育従事者が2人以下の施設は1人）以上いるか。</p> <p>※ 有資格者の数の算出にあたっては、小数点第1位を四捨五入</p> | <p>(1) 法施行規則第1条第1項第1号イ(2)</p> <p>(1) 法施行規則第1条第1項第1号イ(2)</p> | <p>(1) 月極利用の契約の入所小学校就学前子どもの数に対する保育従事者について、有資格者が不足している</p> <p>(1) 月極利用の契約の入所小学校就学前子どもの数に時間預かりの入所小学校就学前子どもの数を加えた入所児童数に対する保育従事者について、有資格者が不足している。</p> | <p>C</p> <p>C</p> |
| <p>(3) 保育士の名称</p> | <p>保育士でない者を保育士又は保母、保父その他これに紛らわしい名称で使用していないか。</p> | <p>(1) 法施行規則第1条第1項第1号イ(3)</p> | <p>(1) 保育士でない者を保育士又は保母、保父その他これに紛らわしい名称で使用している。</p> | <p>C</p> |
| 2 保育室等の構造設備及び面積 | | | | |
| <p>(1) 保育室面積</p> <p>〔考え方〕 保育室面積：当該保育施設において、保育室専用として使用している部屋の面積。調理室や便所、浴室等、保育室以外の部屋及び区画は含まない。</p> | <p>保育室面積は、児童が実際に使用できる面積（ロッカー等が置いてある場合は、その分の面積は除く。）とし、入所小学校就学前子どもの数1人当たりおおむね1.65㎡以上確保されているか。</p> <p>a 指導検査日現在の、月極利用の契約の小学校就学前子どもの数についての1人当たりの必要な面積が確保されているか。</p> <p>b 指導検査日に時間預かり（一時預かり）がある場合は、月極利用の契約の小学校就学前子どもの数に時間預かりの小学校就学前子どもの数を加えた児童数についての1人当たりの必要な面積が確保されているか。</p> <p>c 指導検査時点での在籍小学校就学前子どもの数についての1人当たりの必要な面積が確保されているか。</p> | <p>(1) 法施行規則第1条第1項第1号ロ(2)</p> <p>(1) 法施行規則第1条第1項第1号ロ(2)</p> <p>(1) 法施行規則第1条第1項第1号ロ(2)</p> <p>(1) 法施行規則第1条第1項第1号ロ(2)</p> | <p>(1) 不足している。</p> <p>(1) 不足している。</p> <p>(1) 不足している。</p> | <p>C</p> <p>B</p> <p>B</p> |

| 調査事項 | 調査内容 | 関係法令等 | 評価事項 | 評価 |
|--|--|---|---|------------------|
| (2) 調理室の有無 〔考え方〕 給食を施設外で調理している場合、家庭からの弁当を持参している場合その他の場合にあっては、食品の過熱、保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備があること。 | 調理室（施設外調理等の場合は必要な調理機能を含む。）は、あるか。 | (1) 法施行規則第1条第1項第1号ロ(1) | (1) 調理室（施設外調理等の場合は必要な調理機能を含む。）がない。 (2) 調理室（必要な調理機能を含む。）が、小学校就学前子どもが保育室から簡単に立ち入ることができないよう区画等されている状態にない。 (3) 区画はあるが、扉が閉められていない等運用面の注意を要する。 (4) 衛生的な状態が保たれていない。 | C C B B |
| (3) おおむね1歳未満の小学校就学前子どもの保育を行う場所とおおむね1歳以上の小学校就学前子どもの保育を行う場所とが区画されかつ安全性の確保 | おおむね1歳未満の小学校就学前子どもの保育を行う場所は、別の部屋であることが望ましいが、部屋を別にできない場合はおおむね1歳以上の小学校就学前子どもが容易におおむね1歳未満の小学校就学前子どもの保育場所へ立ち入れないよう区画されているか。（ベビーフェンス、ベビーベッド等による区画でも可） | (1) 法施行規則第1条第1項第1号ロ(3) | (1) 区画されていない。（別の部屋でない、又はベビーフェンス、ベビーベッド等の区画がない。） (2) 区画が不十分（ベビーフェンス等があっても、十分活用されていない。） | C B |
| (4) 保育室の採光及び換気の確保、安全性の確保 | a 採光が確保されているか。 | (1) 法施行規則第1条第1項第1号ロ(4) | (1) 窓等採光に有効な開口部がない。 ※ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第1条第1項及び同法施行令（昭和25年政令第338号）第19条の規定（認可保育所の保育室の採光）に準じ、窓等採光に有効な開口部の面積が床面積の5分の1以上であることが望ましい。 (2) 採光が不十分 | C B |
| | b 換気が確保されているか。 | (1) 法施行規則第1条第1項第1号ロ(4) | (1) 窓等換気に有効な開口部がない。 ※ 建築基準法第28条第2項の規定（居室の換気）に準じ、窓等換気に有効な開口部の面積が床面積の20分の1以上であるか、これに相当する換気設備があることが望ましい。 (2) 換気が不十分 | C B |
| | c 乳幼児用ベッドの使用にあたっては、同一の乳幼児用ベッドに2人以上の乳幼児を寝かせていないか。 | (1) 法施行規則第1条第1項第1号ロ(4) (2) 法施行規則第1条第1項第1号へ(11) | (1) 同一の乳幼児用ベッドに2人以上の乳幼児を寝かせることがある。 | C |
| (5) 便所 ア 便所の有無 | 便所は、あるか。 | (1) 法施行規則第1条第1項第1号ロ(1) | (1) 便所がない。 | C |
| イ 便所に専用の手洗い設備の設置 便所と保育室及び調理室（調理設備）との区画 便所の安全な使用の確保 | a 便所には保育室用とは別に便所専用の手洗い設備が設けられているか。 | (1) 法施行規則第1条第1項第1号ロ(5) | (1) 専用の手洗い設備が設けられていない。 (2) 手洗い設備が設けられているが不適切 (3) 手洗い設備が不衛生（十分に清掃がなされていない、石けんがないなど） | C B B |
| | b 小学校就学前子どもが安全に使用するのに適当なものがあるか。 | (1) 法施行規則第1条第1項第1号ロ(5) | (1) 小学校就学前子ども専用の便所がない。（便器のサイズ児童用） | C |
| | c 便所は保育室及び調理室と区画されているか。 | (1) 法施行規則第1条第1項第1号ロ(5) | (1) 便所が保育室及び調理室と区画されていない。 (2) 便所が不衛生（十分に清掃がなされていない。） | C B |
| ウ 便所の数 | 便所の数は大便器、小便器の合計とするが、少なくとも大便器はおおむね小学校就学前子ども20人につき1個以上必要とする。 ※ 必要便所数：満1歳以上小学校就学前子ども20人につき1個以上。小数点以下第1位までを算出し、それを四捨五入した数 | (1) 法施行規則第1条第1項第1号ロ(6) | | |

| 調査事項 | 調査内容 | 関係法令等 | 評価事項 | 評価 |
|----------------------------|---|------------------------|--|-----------------------|
| | a 指導検査日現在の契約入所小学校就学前子ども（満1歳以上）数による。 | (1) 法施行規則第1条第1項第1号ロ(6) | (1) 契約入所小学校就学前子ども数に対して便器の数が不足している。 | C |
| | b 時間預かりがある場合は、その入所小学校就学前子ども（満1歳以上）数を加算した数に対しても算出する。 | (1) 法施行規則第1条第1項第1号ロ(6) | (1) 時間預かりを含めた契約入所小学校就学前子ども数に対して便器の数が不足している。 | B |
| 3 非常災害に対する措置 | | | | |
| (1) ア 消火用具の設置 | a 機能が有効な消火用具が設置されているか。 | (1) 法施行規則第1条第1項第1号ハ(1) | (1) 消火用具がない又は消火用具の機能失効 | C |
| | b 設置場所は火気使用場所のそばであり、かつ通行又は避難並びに用具の性能に支障はないか。 | (1) 法施行規則第1条第1項第1号ハ(1) | (1) 設置場所不適 | B |
| | c 職員全員が消火用具の設置場所及びその使用方法を知っているか。 | (1) 法施行規則第1条第1項第1号ハ(1) | (1) 消火用具の設置場所等につき、周知されていない。 | B |
| イ 非常口の設置 | a 非常口は、入所小学校就学前子どもの避難に有効な位置に適切に設置されているか。 | (1) 法施行規則第1条第1項第1号ハ(1) | (1) 非常口がない (2) 設置場所不適 (3) 非常口はあるが、適切な退避用経路が確保されていない。 | C C C |
| | b 非常口の周辺に家具や用具を置いて、設備の機能を妨げているか。 | (1) 法施行規則第1条第1項第1号ハ(1) | (1) 非常口の機能不備 | B |
| (2) 非常災害に対する具体的計画（消防計画）の策定 | 具体的計画＝消防計画が適正に作成されているか。 ※ 消防法上、収容人員（防火対象物に出入し、勤務し、または居住する者の数をいう。）が30人以上の施設については、作成及び届出の義務がある。収容人員が30人未満の施設であっても、小学校就学前子どもの安全確保の観点から、具体的計画（消防計画）を作成すること。 ※ 消防計画の内容に変更の必要がある場合は、変更届の届出を行うものとする。 | (1) 法施行規則第1条第1項第1号ハ(2) | (1) 具体的計画（消防計画）を作成していない。 (2) 具体的計画（消防計画）の内容不備 | C B |
| (3) 非常災害に備えた定期的な訓練の実施 | 訓練は定期的に行われているか。 ※ 訓練内容は、消火活動、通報連絡及び避難誘導等の実地訓練を原則とする。 ※ 震災に対する訓練も取り入れることが望ましい。 | (1) 法施行規則第1条第1項第1号ハ(3) | (1) 訓練が1年以内に1回も実施されていない。 〔避難消火訓練実施回数不足〕 ・ 年間実施回数6回以上12回未満 ・ 年間実施回数6回未満 （30人以上の施設） （30人未満の施設） 〔保育室が4階以上にある施設〕 ・ 訓練が毎月1回以上実施されていない。 | C B C B C |
| 4 保育室を2階以上に設ける場合の条件 | | | | |
| (1) 保育室が2階の場合の条件 | a 保育室、その他小学校就学前子どもが出入りし又は通行する場所に、小学校就学前子どもの転落事故を防止する設備が設けられているか。 | (1) 法施行規則第1条第1項第1号ハ(4) | (1) 転落防止設備がない。 (2) 転落防止設備が不備である。 | C B |
| | b 次のc及びd欄に掲げる事項のいずれも満たさない場合にあっては、「3 非常災害に対する措置」に特に留意されているか。 | (1) 法施行規則第1条第1項第1号ハ(4) | (1) 下記の(2)又は(3)のいずれも満たしておらず、かつ、調査事項3非常災害に対する措置に規定する設備の設置及び訓練の実施がなされていない。 | C |

| 調査事項 | 調査内容 | 関係法令等 | 評価事項 | 評価 |
|---|---|------------------------|--|----|
| | <p>c 耐火建築物又は準耐火建築物であるか。</p> <p>※ 保育室等の室内面の材質確認は、外観では判別が難しいので、建築図面等での確認が望ましい。</p> <p>d 小学校就学前子どもの避難に適した次に掲げる（常用）及び（避難用）の施設又は設備が、それぞれ1以上設けられているか。</p> <p>（常用）</p> <p>(a) 屋内階段</p> <p>(b) 屋外階段（避難用）</p> <p>(a) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段</p> <p>(b) 待避上有効なバルコニー</p> <p>(c) 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備</p> <p>(d) 屋外階段</p> | (1) 法施行規則第1条第1項第1号ハ(4) | (2) 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は建築基準法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）ではない。 | |
| | | (1) 法施行規則第1条第1項第1号ハ(4) | (3) 調査内容欄に掲げる（常用）及び（避難用）の施設又は設備がそれぞれ1以上設けられていない。 | |
| <p>待避上有効なバルコニーとは以下の要件を満たすものとする。</p> <p>① バルコニーの床は準耐火構造とする。</p> <p>② バルコニーは十分に外気に開放されていること。</p> <p>③ バルコニーの各部分から2m以内にある当該建築物の外壁は準耐火構造とし、その部分に開口部がある場合は建築基準法第2条第9号の2ロに規定する防火設備とすること。</p> <p>④ 屋内からバルコニーに通じる出入口の戸の幅は0.75m以上、高さは1.8m以上、下端の床面からの高さは0.15m以下とすること。</p> <p>⑤ その階の保育室の面積の概ね1/8以上の面積を有し、幅員3.5m以上の道路又は空地に面していること。</p> <p>なお、待避上有効なバルコニーは、建築基準法上の直通階段には該当しないため、建築基準法施行令第120条及び第121条に基づき、原則として保育室から50m以内に直通階段を設置しなければならない。</p> | | | | |
| (2) 保育室が3階の場合の条件 | a 耐火建築物であるか | (1) 法施行規則第1条第1項第1号ハ(5) | (1) 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物でない。（準耐火建築物は不可） | C |
| | <p>b 小学校就学前子どもの避難に適した次に掲げる（常用）及び（避難用）の施設又は設備がいずれか1以上設けられているか。</p> <p>（常用）</p> <p>(a) 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段</p> <p>(b) 屋外階段（避難用）</p> <p>(a) 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段</p> <p>(b) 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備</p> <p>(c) 屋外階段</p> | (1) 法施行規則第1条第1項第1号ハ(5) | (1) 調査内容欄に掲げる（常用）及び（避難用）の施設又は設備がそれぞれ1以上設けられていない。 | C |
| | c 避難に適した構造の施設又は設備が保育室の各部分からその1に至る歩行距離が30m以内となるように設けられているか。 | (1) 法施行規則第1条第1項第1号ハ(5) | (1) 避難に適した構造の施設又は設備が、保育室の各部分からその1に至る歩行距離が30m以内に設けられていない。 | C |

| 調査事項 | 調査内容 | 関係法令等 | 評価事項 | 評価 |
|--------------------------------|---|------------------------|--|--------|
| (2) 保育室が3階の場合の条件 (調理室がある場合) | <p>d 保育施設の調理室と調理室以外の部分とが耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備によって区画されており、火災が広がり防止する対策等が採られているか。</p> <p>※ 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床＝耐火構造壁、柱、床その他の建築物の部分の構造のうち、耐火性能に関して政令で定める技術的基準に適合する鉄筋コンクリート造、れんが造その他の構造で、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。</p> <p>※ 特定防火設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防火区画に用いる防火設備（スプリンクラー等） ・ 防火戸、ドレンチャーその他火災を遮る設備 ・ 加熱開始1時間当該加熱面以外の面に火炎を出さないもの <p>※ ダンパー：ボイラーなどの煙道や空調装置の空気通路に設けて、煙の排出量、空気の流量を調節するための装置のこと。</p> <p>※ 調理用器具の種類に応じ有効な自動消火装置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ レンジ用自動消火装置、フライヤー用自動消火装置等 | (1) 法施行規則第1条第1項第1号ハ(5) | <p>(1) 以下に掲げる施設及び設備のうち該当するものが1つもない。</p> <p>① 保育施設の調理室以外の部分と調理室を建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画し、換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられているか。ただし、次の②及び③のいずれかが設置されている場合はこの限りではない。</p> <p>② 調理室に小学校就学前子どもの火遊び防止のための必要な侵入防止措置が施され、スプリンクラー設備その他これに類するもので自動のものが設けられていること。</p> <p>③ 調理室に小学校就学前子どもの火遊び防止のための必要な侵入防止装置が施され、調理用器具の種類に応じた有効な自動消火装置（レンジ用自動消火装置、フライヤー用自動消火装置等）が設けられ、かつ当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置（不燃材料で造った壁、柱、床及び天井での区画がなされ、防火設備又は不燃扉を設ける等）が講じられていること。</p> | C |
| (2) 保育室が3階の場合の条件 | <p>e 保育施設の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしているか。</p> | (1) 法施行規則第1条第1項第1号ハ(5) | (1) 調査内容欄の事項を満たしていない。 | C |
| | <p>f 保育室その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられているか。</p> | (1) 法施行規則第1条第1項第1号ハ(5) | (1) 転落防止設備がない。 (2) 転落防止設備が活用されていない等運用面で注意を要する事項がある。 | C B |
| | <p>g 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備（電話で可）があるか。</p> <p>※ 非常警報器具：警鐘、携帯用拡声器、手動式サイレンのこと。</p> <p>※ 非常警報設備：非常ベル、自動式サイレン、放送設備等のこと。</p> | (1) 法施行規則第1条第1項第1号ハ(5) | (1) 調査内容欄の事項を満たしていない。 | C |
| | <p>h カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理されているか。</p> | (1) 法施行規則第1条第1項第1号ハ(5) | (1) 調査内容欄の事項を満たしていない。 | C |
| (3) 保育室が4階以上の場合の条件 | <p>a 耐火建築物であるか。</p> | (1) 法施行規則第1条第1項第1号ハ(5) | (1) 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物でない。（準耐火建築物は不可） | C |
| | <p>b 小学校就学前子どもの避難に適した次に掲げる（常用）及び（避難用）の施設又は設備が、いずれか1以上設けられているか。</p> <p>（常用）</p> <p>(a) 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段</p> <p>(b) 建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の屋外避難階段</p> | (1) 法施行規則第1条第1項第1号ハ(5) | (1) 調査内容欄に掲げる（常用）及び（避難用）の施設又は設備がそれぞれ1以上設けられていない。 | C |

| 調査事項 | 調査内容 | 関係法令等 | 評価事項 | 評価 |
|--|---|-------------------------------|--|--------|
| | <p>(避難用)</p> <p>(a) 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段（ただし、当該避難階段の構造は、建築物の1階から保育室が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすもの。）又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段</p> <p>(b) 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>(c) 建築基準法施行令第123条第2項に規定する屋外避難階段</p> | | | |
| | <p>c 避難に適した構造の施設又は設備が保育室の各部分からその1に至る歩行距離が30m以内となるように設けられているか。</p> | <p>(1) 法施行規則第1条第1項第1号ハ(5)</p> | <p>(1) 避難に適した構造の施設又は設備が、保育室の各部分からその1に至る歩行距離が30m以内に設けられていない。</p> | C |
| <p>(3) 保育室が4階以上の場合の条件 (調理室がある場合)</p> | <p>d 保育施設の調理室と調理室以外の部分とが耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備によって区画されており、火災が広がり防止する対策等が採られているか。</p> <p>※ 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床＝耐火構造壁、柱、床その他の建築物の部分の構造のうち、耐火性能に関して政令で定める技術的基準に適合する鉄筋コンクリート造、れんが造その他の構造で、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。</p> <p>※ 特定防火設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防火区画に用いる防火設備（スプリンクラー等） ・ 防火戸、ドレンチャーその他火災を遮る設備 ・ 加熱開始1時間当該加熱面以外の面に火炎を出さないもの <p>※ ダンパー：ボイラーなどの煙道や空調装置の空気通路に設けて、煙の排出量、空気の流量を調節するための装置のこと。</p> <p>※ 調理用器具の種類に応じ有効な自動消火装置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ レンジ用自動消火装置、フライヤー用自動消火装置等 | <p>(1) 法施行規則第1条第1項第1号ハ(5)</p> | <p>(1) 以下に掲げる施設及び設備のうち該当するものが1つもない。</p> <p>① 保育施設の調理室以外の部分と調理室を建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画し、換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられているか。ただし、次の②及び③のいずれかが設置されている場合はこの限りではない。</p> <p>② 調理室に小学校就学前子どもの火遊び防止のための必要な侵入防止措置が施され、スプリンクラー設備その他これに類するもので自動のものが設けられていること。</p> <p>③ 調理室に小学校就学前子どもの火遊び防止のための必要な侵入防止装置が施され、調理用器具の種類に応じた有効な自動消火装置（レンジ用自動消火装置、フライヤー用自動消火装置等）が設けられ、かつ当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置（不燃材料で造った壁、柱、床及び天井での区画がなされ、防火設備又は不燃扉を設ける等）が講じられていること。</p> | C |
| <p>(3) 保育室が4階以上の場合の条件</p> | <p>e 保育施設の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしているか。</p> | <p>(1) 法施行規則第1条第1項第1号ハ(5)</p> | <p>(1) 調査内容欄の事項を満たしていない。</p> | C |
| | <p>f 保育室その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられているか。</p> | <p>(1) 法施行規則第1条第1項第1号ハ(5)</p> | <p>(1) 転落防止設備がない。 (2) 転落防止設備が活用されていない等運用面で注意を要する事項がある。</p> | C B |
| | <p>g 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備（電話で可）があるか。</p> <p>※ 非常警報器具：警鐘、携帯用拡声器、手動式サイレンのこと。</p> | <p>(1) 法施行規則第1条第1項第1号ハ(5)</p> | <p>(1) 調査内容欄の事項を満たしていない。</p> | C |

| 調査事項 | 調査内容 | 関係法令等 | 評価事項 | 評価 | |
|---|--|--|---|---|-------------|
| | ※ 非常警報設備：非常ベル、自動式サイレン、放送設備等のこと。 | | | | |
| | h カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理されているか。 | (1) 法施行規則第1条第1項第1号ハ(5) | (1) 調査内容欄の事項を満たしていない。 | C | |
| 5 保育内容 | | | | | |
| (1) 保育の内容 ※ 保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）を踏まえた、適切な保育が行われているか。 | a 小学校就学前子ども一人一人の心身の発育や発達の状態を把握し、保育内容を工夫しているか。 | (1) 法施行規則第1条第1項第1号ニ(1) | 調査内容の欄 b～d の事項を満たしていること。（実際の指導等は、b～d の事項について、それぞれ実施する。） | | |
| | b 小学校就学前子どもが安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等をバランスよく組み合わせた健康的な生活リズムが保たれるように、十分に配慮がなされた保育の計画を定め実行しているか。 | (1) 法施行規則第1条第1項第1号ニ(2) | | | |
| | (a) 小学校就学前子どもの日々の生活リズムに沿ったカリキュラムが設定され、かつ、それが実施されているか。 | (1) 法施行規則第1条第1項第1号ニ(3) | (1) デイリープログラム等が作成されていない。 (2) デイリープログラム等が作成されているが、実施されていない。 (3) 保育日誌が作成されていない。 | C C B | |
| | (b) 必要に応じ入所小学校就学前子どもに入浴又は清拭をし、体の清潔が保たれているか。 | (1) 法施行規則第1条第1項第1号ニ(2) | (1) 汚れたときの処置が不相当 (2) 24時間保育で3日以上継続入所児童に入浴・清拭がされていない。 | B B | |
| | (c) 沐浴、外気浴、遊び、運動、睡眠等に配慮しているか。 | (1) 法施行規則第1条第1項第1号ニ(2) | (1) 外気浴の機会が適切に確保されていない。（乳児） 週3回以下 週4回以上6回未満 | C B | |
| | (d) 外遊びなど、戸外で活動できる環境が確保されているか。 | (1) 法施行規則第1条第1項第1号ニ(2) | (1) 屋外遊戯の機会が適切に確保されていない。（幼児） 週3回以下 週4回以上6回未満 | C B | |
| | c 小学校就学前子どもに漫然とテレビやビデオを見せ続ける等、小学校就学前子どもへの関りが少ない「放任的」な保育内容になっていないか。 | (1) 法施行規則第1条第1項第1号ニ(4) | (1) テレビやビデオを見せ続けている。 (2) 一人一人の児童に対してきめ細かくかつ相互応答的に関わっていない。 | C B | |
| | d 必要な遊具、保育用品等が備えられているか。 ※ テレビは含まない。 | (1) 法施行規則第1条第1項第1号ニ(5) (2) 法施行規則第1条第1項第1号ヘ(12) | (1) 遊具が全くない。 (2) 遊具につき、改善を要する点がある。年齢に応じた玩具が備えられていない、衛生面に問題がある等 (3) 大型遊具を備える場合に、安全性に問題がある。 | C B C | |
| | (2) 保育従事者の保育姿勢等 ア 保育従事者の人間性と専門性の向上 | a 小学校就学前子どもの最善の利益を考慮し、保育サービスを実施する者として適切な姿勢であること。特に施設の運営管理の任にあたる施設長については、その職責に鑑み、資質の向上及び適格性の確保が図られているか。 | (1) 法施行規則第1条第1項第1号ニ(6) | (1) 施設内研修等の機会を設けるなど、保育従事者の質の向上に努めていない。 (2) 外部研修等への参加が全くない。 (3) 保育所保育指針の理解に努めていない。 | B B B |
| | | b 保育所保育指針を理解する機会を設けるなど、保育従事者の人間性と専門性の向上が図られているか。 | (1) 法施行規則第1条第1項第1号ニ(7) | | |

| 調査事項 | 調査内容 | 関係法令等 | 評価事項 | 評価 |
|---|---|--|--|--------|
| イ 小学校就学前子どもの人権に対する十分な配慮 | 小学校就学前子どもに身体的苦痛を与えることや、人格を辱めることがないよう、小学校就学前子どもの人権に十分配慮がされているか。 | (1) 法施行規則第1条第1項第1号ニ(8) | (1) 配慮に欠けている。 (例) しつけと称するか否かを問わず小学校就学前子どもに身体的苦痛を与えている。 いわゆるネグレクトや差別的処遇、言葉の暴力が見られる。 | C |
| ウ 児童相談所等の専門的機関との連携 | 入所小学校就学前子どもの身体、保育中の様子又は家族の態度等から虐待等不適切な養育が疑われる場合に、児童相談所等の専門的機関と連携する等の体制がとられているか。 ※ 虐待が疑われる場合だけでなく、心身の発達に遅れが見られる場合、社会的援助が必要な家庭状況である場合等においても、専門的機関に対し適切な連絡に努めること。 | (1) 法施行規則第1条第1項第1号ニ(9) | (1) 不適切な養育が疑われる場合に専門的機関への通告等が行われていない。 (2) 対応が不十分 | C B |
| (3) 保護者との連絡等 ア 保護者と密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育の実施 | 連絡帳又はこれに代わる方法により、保護者からは家庭での小学校就学前子どもの様子を、施設からは施設での小学校就学前子どもの様子を、連絡し合っているか。 | (1) 法施行規則第1条第1項第1号ニ(10) | (1) 連絡が行われていない。 (2) 連絡状況が不十分 | C B |
| イ 保護者との緊急時の連絡体制 | 緊急時に保護者へ早急に連絡できるよう緊急連絡表が整備され、全ての保育従事者が容易にわかるようにされているか。 ※ 消防署、病院等の連絡先一覧表等も併せて整備すること。 | (1) 法施行規則第1条第1項第1号ニ(11) | (1) 緊急連絡表が整備されていない。 | C |
| ウ 保育室の見学 | 保護者や利用希望者等から乳幼児の保育の様子や施設の状況を確認する要望があった場合には、小学校就学前子どもの安全確保に配慮しつつ、保育室などの見学が行えるよう適切に対応しているか。 | (1) 法施行規則第1条第1項第1号ニ(12) | (1) 保護者等からの要望があった場合に、小学校就学前子どもの安全確保、保育の実施等に支障のない範囲であっても、これらの要望に適切に対応していない。 | C |
| 6 給食 | | | | |
| (1) 衛生管理の状況 調理室、調理、配膳、食器等の適切な衛生管理 | a 食器類やふきん、まな板、なべ等は十分に殺菌したものを使用しているか。 また、哺乳ビンを使用することによく洗い、滅菌しているか。 | (1) 法施行規則第1条第1項第1号ホ(1) | (1) 使用することによく洗っていない。十分な殺菌又は滅菌が行われていない。 | C |
| | b 調理室が清潔に保たれているか。 c 調理方法が衛生的であるか。 d 配膳が衛生的であるか。 | (1) 法施行規則第1条第1項第1号ホ(1) | (1) 調理室が汚れている。 (2) 衛生的配慮が不十分 | C B |
| | e 食事時、食器類や哺乳ビンは、児童や保育従事者の間で共用されていないか。 | (1) 法施行規則第1条第1項第1号ホ(1) | (1) 供用されることがある | B |
| | f 原材料、調理済み食品（持参による弁当、仕出し弁当、離乳食も含む。）について腐敗、変質しないよう冷凍又は冷蔵設備等を利用する等適切な措置を講じているか。 ※ 集団給食（1回20食程度未満の場合を除く。）の取扱いを開始する前に、管轄の保健所へ食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく届出をする必要がある。（調理業務を委託する場合、飲食店営業の許可が必 | (1) 法施行規則第1条第1項第1号ロ(1) (2) 法施行規則第1条第1項第1号ホ(1) | (1) 冷凍・冷蔵設備がない。その他、食品の保存に関し、不適切な事項がある。 | C |

| 調査事項 | 調査内容 | 関係法令等 | 評価事項 | 評価 |
|--|---|------------------------|---|------------------|
| | 要となる場合がある。) | | | |
| (2) 食事内容等の状況 ア 小学校就学前子どもの年齢や発達、健康状態（アレルギー疾患等の状態を含む。）等に配慮した食事内容 | a 乳児の食事を幼児の食事と区別して実施しているか。 b 健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容か。 | (1) 法施行規則第1条第1項第1号ホ(2) | (1) 配慮されていない。 | C |
| | [市販の弁当（仕出し弁当も含む。）等の場合] c 小学校就学前子どもに適した内容であるか。 | (1) 法施行規則第1条第1項第1号ホ(2) | (1) 配慮されていない。 | C |
| | d 乳児にミルクを与えた場合は、ゲップをさせるなどの授乳後の処理が行われているか。 また、離乳食接種後の乳児についても食事後の状況に注意が払われているか。 | (1) 法施行規則第1条第1項第1号ホ(2) | (1) 乳児に対する配慮が適切に行われていない。 | C |
| イ 献立に従った調理 | 食事摂取基準、小学校就学前子どもの嗜好を踏まえ変化のある献立により、一定期間の献立表を作成し、この献立に基づき調理がされているか。 ※ 仕出し弁当の場合は献立表をもらうこと。 | (1) 法施行規則第1条第1項第1号ホ(3) | (1) 献立が作成されていない。 (2) 献立の内容が不適当 (3) 献立に従った調理が適切に行われていない。 | C B B |
| 7 健康管理・安全確保 | | | | |
| (1) 小学校就学前子どもの健康状態の観察 登園、降園の際、小学校就学前子ども一人一人の健康状態の観察 | a 登園の際、健康状態の観察を行い、保護者から小学校就学前子どもの状態の報告を受けているか。 ※ 体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無、機嫌等 b 降園の際、登園時と同様の健康状態の観察が行われているか。 保護者へ小学校就学前子どもの状態を報告しているか。 | (1) 法施行規則第1条第1項第1号へ(1) | (1) 十分な観察が行われていない。 (2) 保護者から報告（連絡帳を活用することを含む。）を受けていない。 | C B |
| (2) 小学校就学前子どもの発育チェック | a 身長や体重の測定等基本的な発育状態の観察が毎月定期的に行われているか。 | (1) 法施行規則第1条第1項第1号へ(2) | (1) 基本的な発育状態の観察を全く行っていない。 (2) 基本的な発育状態の観察を毎月行っていない。 | C C |
| (3) 小学校就学前子どもの健康診断 継続して保育している小学校就学前子どもの健康診断を入所（利用開始）時及び1年に2回学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて実施 | a 入所（利用開始）時の健康診断 小学校就学前子どもの健康状態の確認のため、入所（利用開始）時の健康診断はなるべく入所（利用開始）決定前に実施し、未実施の場合は入所（利用開始）後直ちに行っているか。 b 1年に2回の健康診断が実施されているか。（おおむね6か月ごとに実施） ※ 施設において直接実施できない場合は、保護者から健康診断書又は母子健康手帳の写し（おおむね6か月以内の乳幼児健診の記録）の提出を受けること。 c 入所（利用開始）後の小学校就学前子どもの体質、かかりつけ医の確認、緊急時に備えた保育施設付近の病院関係の一覧を作成し、全ての保育従事者への周知が行われているか。 | (1) 法施行規則第1条第1項第1号へ(3) | (1) 入所（利用開始）時の健康診断が実施されていない。 ただし、保護者からの健康診断結果（4か月以内に検診を受診しているものに限る。）の提出がある場合等は、これにより入所（利用開始）時の健康診断がなされたものとみなしてよい。 (1) 全く実施されていない。 (2) 1年に1回しか実施していない。 (3) 健康診断の未実施者がいる。 (4) 健康診断の内容が不十分又は記録に不備がある。 | C C B B |
| | | (1) 法施行規則第1条第1項第1号へ(3) | (1) 緊急時に備えた保育施設付近の病院関係の一覧が作成されていない。 (2) 職員への周知状況の不徹底等対応が不十分 | C B |

| 調査事項 | 調査内容 | 関係法令等 | 評価事項 | 評価 |
|---|---|---|--|--------|
| (4) 職員の健康診断 | a 職員の健康診断を採用時及び1年に1回実施しているか。 | (1) 法施行規則第1条第1項第1号へ(4) | (1) 実施されていない。 (2) 実施されているが、未実施者がいる。 | C B |
| | b 調理に携わる職員には、月1回検便を実施しているか。 | (1) 法施行規則第1条第1項第1号へ(5) | (1) 実施されていない。 (2) 月1回の検便が実施されている状況にない。 | C B |
| (5) 医薬品等の整備 | 必要な医薬品その他の医療品が備えられているか。 ※ 最低限必要なもの：体温計、水まくら、消毒薬、絆創膏類 | (1) 法施行規則第1条第1項第1号へ(6) | (1) 調査内容欄に掲げる最低必要な医療品、医薬品がない。 (2) 整備内容が不十分 | C B |
| (6) 感染症への対応 | a 感染症にかかっていることが分かった場合には、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に指示しているか。 | (1) 法施行規則第1条第1項第1号へ(7) | (1) 対応が適切でない。 | C |
| | b 再登園時には、かかりつけ医とのやりとりを記載した書面等の提出などについて、保護者との理解と協力を求めているか。 | (1) 法施行規則第1条第1項第1号へ(7) | (1) 治癒の判断をもつぱら保護者に委ねている。 | B |
| | c 歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチなどは、一人一人のものが準備されているか。 | (1) 法施行規則第1条第1項第1号へ(7) | (1) 対応が適切でない。 | B |
| (7) 乳幼児突然死症候群に対する注意 | a 睡眠中の小学校就学前子どもの顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察しているか。 | (1) 法施行規則第1条第1項第1号へ(8) | (1) 保育室に職員が在室していないなど、乳幼児突然死症候群に対する注意を払っていない。 | C |
| | b 満1歳未満の小学校就学前子どもを寝かせる場合には、仰向けに寝かせているか。 ※ 仰向け寝は、乳幼児突然死症候群のほか、窒息の防止の観点から有効であるが、医学上の理由から医師がうつぶせ寝を勧める場合もあるため、うつぶせ寝を行う場合は入所（利用開始）時に保護者に確認するなど、乳幼児突然死症候群に対する注意に努めること。 | (1) 法施行規則第1条第1項第1号へ(9) | (1) 乳幼児突然死症候群に対する注意が不足している。 | C |
| | c 保育室では禁煙を厳守しているか。 | (1) 法施行規則第1条第1項第1号へ(10) | (1) 保育室内で喫煙している。 | C |
| (8) 安全確保 ※ 施設の安全確保については、教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時のためのガイドライン（平成28年3月内閣府、文部科学省、厚生労働省）を参考にすること。 | a 小学校就学前子どもの安全の確保に配慮した保育の実施を行っているか。 | (1) 法施行規則第1条第1項第1号へ(11) | (1) 保育室その他小学校就学前子どもの出入りする場所に危険物防止に対する十分な配慮がされていない（危険物が置かれている、書庫等が固定されていない、落下物がある、コンセント類が危険など）。 | B |
| | b 事故防止の観点から、その施設内の危険な場所、設備等に対して適切な安全管理を図っているか。 | (1) 法施行規則第1条第1項第1号へ(12) | (1) 施設内の危険な場所、設備等への囲障の設置がない。 | C |
| | c プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように、もっぱら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、その役割分担を明確にしているか。 | (1) 法施行規則第1条第1項第1号へ(11) | (1) もっぱら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置していない。 | B |
| | d 小学校就学前子どもの食事に関する情報や当日の小学校就学前子どもの健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去すること、また、食物アレルギーのある小学校就学前子どもについては、生活管理指導表等に基づいて対応しているか。 | (1) 法施行規則第1条第1項第1号へ(11) (2) 法施行規則第1条第1項第1号ホ(2) | (1) 誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去することや、食物アレルギーのある小学校就学前子どもに配慮した食事の提供を行っていない。 | C |
| | e 窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについて、保育室内及び園庭内の点検を定期的実施しているか。 | (1) 法施行規則第1条第1項第1号へ(12) | (1) 定期的な点検が行われていない。 | C |

| 調査事項 | 調査内容 | 関係法令等 | 評価事項 | 評価 |
|------------------------------|--|-------------------------|--|--------|
| | f 不審者の立入防止等の対策や緊急時における小学校就学前子どもの安全を確保する体制を整備しているか。 | (1) 法施行規則第1条第1項第1号へ(13) | (1) 囲障はあるが、施錠等が不十分 | B |
| | g 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練が実施されているか。 ※ 消防署等が実施する救命講習を受講し、緊急通報訓練(119番通報等の訓練)を定期的に行っているか。 | (1) 法施行規則第1条第1項第1号へ(14) | (1) 救命講習を過去3年以内に受講した保育従事者がいない。 (2) 関係機関への緊急通報訓練が1年以内に1回も実施されていない。 | C C |
| | h 賠償責任保険に加入するなど、保育中の事故の発生に備えた措置が講じられているか。 | (1) 法施行規則第1条第1項第1号へ(15) | (1) 賠償すべき事故が発生した場合に、損害賠償を速やかに行うことができるよう備えられていない。 | C |
| | i 事故発生時に速やかに当該事故の事実を都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第59条の4第1項の児童相談所設置市においては、それぞれの長)に報告する体制がとられているか。 | (1) 法施行規則第1条第1項第1号へ(16) | (1) 報告する体制がとられていない。 (2) 報告する体制がとられているが、不十分 | C B |
| | j 事故が発生した場合、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。 | (1) 法施行規則第1条第1項第1号へ(17) | (1) 事故が発生した施設において、当該事故の状況及び当該事故に際して採った処置について記録していない。 | C |
| | k 死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置が講じられているか。 | (1) 法施行規則第1条第1項第1号へ(18) | (1) 死亡事故等の重大事故が発生した施設において、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置がとられていない。 | C |
| 8 利用者への情報提供 | | | | |
| (1) 施設及びサービスに関する内容の掲示 | 以下の事項について、施設のサービスを利用しようとする者が見やすい場所に掲示されているか。 (a) 設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名 (b) 建物、その他の設備の規模及び構造 (c) 施設の名称及び所在地 (d) 事業を開始した年月日 (e) 開所している時間 (f) 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更が生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のもの内容及びその理由 (g) 入所定員 (h) 保育士その他の職員の配置数又はその予定 (i) 設置者及び職員に対する研修の受講状況 (j) 保育する小学校就学前子どもに関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 (k) 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容 (l) 緊急時等における対応方法 (m) 非常災害対策 (n) 虐待の防止のための措置に関する事項 (o) 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別(受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。) | (1) 法施行規則第1条第1項第1号へ(19) | (1) 全く掲示されていない。 (2) 調査内容欄の(a)~(n)の事項につき、掲示内容又は掲示の仕方が不十分 | C B |
| (2) サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付 | 施設において提供される保育サービスの利用に関する契約が成立したときは、その利用者に対し、以下に掲げる当該契約の内容を記載した書面(その作成に代えて電磁的記録(電子的方 | (1) 法施行規則第1条第1項第1号へ(20) | (1) 書面等により交付されていない。 (2) 調査内容欄の(a)~(h)の事項につき、交付内容が不十分 | C B |

| 調査事項 | 調査内容 | 関係法令等 | 評価事項 | 評価 |
|---------------------------------------|--|-------------------------|--|--------|
| | <p>式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することのできない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を作成する場合における電磁的記録を含む。)の交付が行われているか。</p> <p>(a) 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地 (b) 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 (c) 施設の名称及び所在地 (d) 施設の管理者の氏名及び住所 (e) 当該利用者に対し提供するサービスの内容 (f) 保育する小学校就学前子どもに関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 (g) 提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容 (h) 利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先</p> | | | |
| (3) 保育サービスの利用予定者から申し込みがあった場合の契約内容等の説明 | 当該保育サービスの利用に関する契約内容等についての説明が行われているか。 | (1) 法施行規則第1条第1項第1号へ(21) | (1) 適切な説明が行われていない。 (2) 説明はされているが、内容が不十分 | C B |
| 9 備える帳簿 | | | | |
| (1) 職員に関する書類等の整備 | <p>a 職員の氏名、連絡先、職員の資格を証明する書類(写)、履歴、採用年月日等が確認できる書類があるか。</p> <p>b 各職員の勤務の時間ごとの割り振り(シフト、ローテーション)が確認できる書類(出勤簿等)があるか。</p> <p>c 労働基準法その他の法令に基づき、事業場ごとに備え付けが義務付けられている帳簿等があるか。 (a) 労働者名簿(労働基準法第107条) (b) 賃金台帳(労働基準法第108条) (c) 雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類の保存義務(労働基準法第109条)</p> | (1) 法施行規則第1条第1項第1号へ(22) | (1) 確認できる書類が備えられていない。 (2) 整備内容が不十分 | C B |
| (2) 在籍(利用)小学校就学前子どもに関する書類等の整備 | <p>在籍(利用)小学校就学前子ども及び保護者の氏名、小学校就学前子どもの生年月日及び健康状態、保護者の連絡先、小学校就学前子どもの在籍(利用)記録並びに契約内容等が確認できる書類(※)があるか。</p> <p>※ 利用契約書、児童票、登園・降園の記録、出席簿等</p> | (1) 法施行規則第1条第1項第1号へ(22) | (1) 確認できる書類が備えられていない。 (2) 内容が不十分 | C |

